

本委員等は、手前上へ、諸君の本席へ、中野、盛岡各組式、組式、

第一 中野 盛岡

第二 中野 盛岡

第三 中野 盛岡

第四 中野 盛岡

第五 中野 盛岡

第六 中野 盛岡

第七 中野 盛岡

第八 中野 盛岡

第九 中野

第十 中野 盛岡

第十一 中野 盛岡

不足等モアツタトコロ解ラ得之ニ對シテハ回答文ヲ作成シ機

關紙ニ公表シ各地方ノ一般討論ニ移ス事トシテ承認。

起草委員ニ鍋山貞親君ヲ任命ス

(五) 労働法制ニ對スル態度決定ノ件 (大阪方面一般會員ノ要求ヲ含メ

爭議調停法絕對反對、労働組合法ニ對シテハ原案ノ修正ヲ加

ヘルト同時ニ徹底的批評ヲ行フコト

(イ) 労働組合ノ組織活動ノ自由

(ロ) 法人資格ノ反對

(ハ) 組合ノ賠償責任ノ反對

(ニ) 地方長官ノ干渉絕對反對

批判演説會ヲ開催スルト共ニ示威運動ヲ行フ事尙内部的ニ組

合員ニ對シテハ盛ナル討議ヲ行フ事

本部政治部ハ出來得ル限り急速ニ之方對策ヲ作成シ各種組合

ニ送付スルコト